

公 募 公 告

障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務に係る、企画提案書の提出を公募するので、次のとおり公告する。

令和7年6月20日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提供を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称

障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務

(2) 公告業務の内容

障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務

なお、詳細については、別添「障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務に係る企画提案書の募集要領」および「障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務仕様書」を参照すること。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 地方自治法（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登録されている者（令和7年7月4日（金）時点で、登録されている者を含む。）であること。

ウ 契約締結日において、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

カ 県税に滞納がないこと。

(2) 参加申込書の提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時（必着）で、持参または郵便で提出すること。ただし、土曜日、日曜日および休日を除く。

(3) 参加申込書の提出書類

ア 企画提案参加申込書（募集要領・別紙様式2）

イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し

- ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（企業案内等・大きさは任意）
- エ 法人については商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し
個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- オ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- カ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
（公告日以降に発行されたもの）
- キ 応募資格誓約書（募集要領・別紙様式2－2）

3 公告業務に関する募集要領の交付場所および交付期間

（1）交付場所および交付方法

福井県産業労働部労働政策課（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1）での手交、福井県労働政策課のホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

URL：<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syougaisyasien/syougaisyasupport.html>

（2）交付期間

令和7年6月20日（金）から令和7年7月4日（金）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

（3）交付資料

- ア 障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務に係る企画提案書の募集要領
- イ 障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務仕様書
- ウ 委託契約書（案）

4 企画提案書の提出手続

（1）提出書類および提出部数

次に掲げる事項を記載した企画提案書（A4判縦長用紙、横書き、左とじ）正本1部、副本6部

- ア 事業の提案内容
- イ 経費および人員体制

（2）提出方法

持参または郵送すること。

（3）提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月11日（金）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

5 委託先候補者の選定等

（1）選定審査の実施

提出された企画提案書は、「障がい者等雇用環境整備支援事業委託業務企画提案書選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査する。

(2) 委託先候補者の選定

委員会の審査において、評価点の合計が満点の 6 割以上であり、かつ最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知する。

6 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約による委託契約を締結する。

なお、委託先候補者が福井県の利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、見積書提出と同時に、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

※電子契約サービスに関しては以下の URL を参照すること。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

7 その他

- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。また必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 企画提案については、報酬を支払わない。
- (4) 提案者の選定に当たり、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

8 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部労働政策課 就業支援グループ

電話 0776-20-0388

FAX 0776-20-0648

電子メール rousei@pref.fukui.lg.jp

(土・日・休日を除く、午前9時から午後5時まで)